

議案第44号

南但広域行政事務組合同規約の一部変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定に基づき、南但広域行政事務組合同規約の一部を別紙のとおり変更するため、関係市と協議することについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

平成30年8月30日提出

朝来市長 多 次 勝 昭

提案理由要旨

南但広域行政事務組合の関係市における地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務である戸籍事務において、戸籍法（昭和22年法律第224号）第118条に規定する電子情報処理組織による取扱いのうち、戸籍事務のコンピュータの管理に関する事務を新たに同組合の共同処理する事務として加えるため、組合同規約の一部について所要の変更をしようとするものです。

南但広域行政事務組合同規約の一部を変更する規約

南但広域行政事務組合同規約（昭和47年南但広域行政事務組合同規約第1号）の一部を次のように変更する。

第3条第8号を次のように改める。

(8) 戸籍事務のコンピュータの管理に関する事務

附 則

この規約は、平成31年1月1日から施行する。

議案第44号資料

南但広域行政事務組合規約新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>第1条～第2条 (略) (共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合は、次の各号に掲げる事務を共同処理する。</p> <p>(1) 体育施設の設置及び管理</p> <p>(2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づく次の事務</p> <p>ア 一般廃棄物(生活排水を除く。以下同じ。)の処理計画の策定に関する事務</p> <p>イ 一般廃棄物の収集、運搬、再生及び処分(中間処理に限る。)に関する事務</p> <p>ウ 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者の許可に関する事務</p> <p>エ 再生利用されることが確実であると認められた一般廃棄物のみの収集、運搬又は処分を業として行う者の指定に関する事務</p> <p>オ ごみ処理施設の設置及び管理</p> <p>(3) 休日診療所の設置及び管理</p> <p>(4) 障害福祉サービス事業所の設置及び管理</p> <p>(5) 南但広域行政管理センターの設置及び管理</p> <p>(6) 電算による事務の共同処理</p> <p>(7) 農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づく農業共済事業及び農業経営収入保険事業に関する事務</p> <p><u>(8) 削除</u></p> <p>(9) 消防に関する事務(消防団及び消防水利に関する事務を除く。)</p> <p>(10) 高圧ガス、液化石油ガス及び火薬類の保安に係る知事の権限に属する事務のうち、知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例(平成11年兵庫県条例第53号)の規定により関係市が処理することとされた事務</p> <p>(11) 関係市が共同して行う地域振興事業の実施</p> <p>第4条～第12条 (略)</p>	<p>第1条～第2条 (略) (共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合は、次の各号に掲げる事務を共同処理する。</p> <p>(1) 体育施設の設置及び管理</p> <p>(2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づく次の事務</p> <p>ア 一般廃棄物(生活排水を除く。以下同じ。)の処理計画の策定に関する事務</p> <p>イ 一般廃棄物の収集、運搬、再生及び処分(中間処理に限る。)に関する事務</p> <p>ウ 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者の許可に関する事務</p> <p>エ 再生利用されることが確実であると認められた一般廃棄物のみの収集、運搬又は処分を業として行う者の指定に関する事務</p> <p>オ ごみ処理施設の設置及び管理</p> <p>(3) 休日診療所の設置及び管理</p> <p>(4) 障害福祉サービス事業所の設置及び管理</p> <p>(5) 南但広域行政管理センターの設置及び管理</p> <p>(6) 電算による事務の共同処理</p> <p>(7) 農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づく農業共済事業及び農業経営収入保険事業に関する事務</p> <p><u>(8) 戸籍事務のコンピュータの管理に関する事務</u></p> <p>(9) 消防に関する事務(消防団及び消防水利に関する事務を除く。)</p> <p>(10) 高圧ガス、液化石油ガス及び火薬類の保安に係る知事の権限に属する事務のうち、知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例(平成11年兵庫県条例第53号)の規定により関係市が処理することとされた事務</p> <p>(11) 関係市が共同して行う地域振興事業の実施</p> <p>第4条～第12条 (略)</p>